電気のご契約に関わる重要事項

本書は、電気事業法および特定商取引法にもとづき、お客さまと株式会社コーアガス日本（以下「取次店」といいます。）との電気のご契約に関わる重要事項が記載されておりますので、十分ご理解いただき、大切に保管していただきますようお願いいたします。

1　供給契約の申込み、成立および契約期間

(1)お客さまが新たに電力供給契約（以下「供給契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめ取次店が定める電気供給約款、電気契約種別定義書等（以下「供給約款等」といいます。）、各種サービス利用規約、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、電気契約種別を 1 つ選択し、取次店所定の方法により申込みいただきます。

(2)供給契約は、申込みを取次店が承諾したときに、小売電気事業者および当該一般送配電事業者の間でお客さまおよび取次店との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、取次店とお客さまとの間に成立いたします。

(3)契約期間は、供給契約が成立した日から、解約により供給契約が消滅する日までといたします。

(4)取次店は、法令、電気の供給状況、小売電気事業者の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む取次店とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが供給約款等の内容を承諾していただけない場合、当該一般送配電事業者の託送約款等に定める事項にご協力いただけない場合、供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、取次店は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

2　供給開始予定日

(1)他の小売電気事業者からの供給契約の切り替えの場合は、申込み日以降に当該一般送配電事業者が実施する検針日といたします。ただし、申込み日が検針日直前の場合、その次の検針日とすることがあります。

(2)新たに電気の使用を開始される場合は、取次店へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

(3)取次店への申込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

(4)取次店は、小売電気事業者が供給力を十分に確保できない場合または当該一般送配電事業者が天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

3　契約電流、契約容量、契約電力（以下「契約電力等」といいます。）

申込みいただいた契約電流、契約主開閉器、契約負荷設備の内容をもとに決定いたします。ただし、他の小売電気事業者からの供給契約の切り替えの場合は、他の小売電気事業者との供給契約終了時点の契約電力等の値を引き継ぐものとします。なお、申込みいただいた契約電力等が供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力等の値と異なる場合には、取次店はお客さまに通知のうえ、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約電力等の値に変更することがあります。

4　供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。周波数は、60 ヘルツといたします。

5　電気料金の算定

(1)月々の電気料金は、供給契約ごとに選択した電気契約種別を適用し、次の算式によって算定いたします。

電気料金 ＝（基本料金）＋（電力量料金単価 × 使用電力量）
＋（燃料費調整単価 × 使用電力量）＋（再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 使用電力量）

(2)燃料費調整額は、燃料費調整単価と 1 か月の使用電力量に応じて算定いたします。

(3)燃料費調整単価は、燃料費調整項、制度対応項、離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。

(4)燃料費調整項は、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行います。なお、燃料費調整項は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは、取次店ホームページをご覧ください。

(5)制度対応項は、取次店が負担する次の費用を踏まえて、取次店が定める値といたします。

イ　電力広域的運営推進機関の定款の定めにより、小売電気事業者に納入が求められる、容量市場（入札の実施により、将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第５条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(6)離島ユニバーサルサービス調整項は、離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行います。なお、離島ユニバーサルサービス調整項は毎月変動し、上限値があります。

(7)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と 1 か月の使用電力量に応じて算定いたします。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき、毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が設定いたします。詳しくは、取次店ホームページをご覧ください。

(8)電気契約種別に加え、付帯契約種別が適用される場合は、そのすべてを反映して電気料金を算定いたします。

(9)割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。

(10) 料金の算定期間は、前月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）から当月の検針日等の前日までの期間といたします。ただし、電気を供給開始し、または契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から次回の検針日等の前日までの期間または前回の検針日等から終了日の前日までの期間といたします。

6　料金その他の支払方法および支払期日

(1)料金については，別紙「料金その他の支払方法」で定める方法により支払っていただきます。

(2)支払期日は，支払義務発生日の翌々月末日といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行った場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌々月末日といたします。

(3)(1)(2)にかかわらず、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづいて発生し、取次店がお客さまに請求する工事負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、小売電気事業者が当該一般送配電事業者から請求を受けるつど、取次店が指定した方法で、取次店が指定する日までに支払っていただきます。

(4)お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき取次店より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う精算時を除き、原則すべての料金を一括してお支払いいただきます。ただし、取次店が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

7　工事費等の負担

(1)小売電気事業者が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいてお客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、取次店は、その金額を工事費等としてお客さまにご負担いただき、原則として工事着手前にお支払いいただきます。

(2)小売電気事業者が当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の精算を求められた場合には、取次店は、その精算金を工事費等としてお客さまにお支払いいただきます。

(3)次のいずれかの場合において、供給契約の終了または変更の日に、小売電気事業者が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいて料金の精算を求められた場合には、取次店は、その精算金を工事費等としてお客さまにお支払いいただきます。

イ　お客さまが契約電力等を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとされる場合

ロ　お客さまが契約電力等を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとされる場合

(4)お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、小売電気事業者が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいて費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、取次店は、その金額を工事費等として、お客さまにお支払いいただきます。

8　使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

(2)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、小売電気事業者と当該一般送配電事業者との協議により定めます。

9　供給契約の変更および解約

(1)供給契約の変更をご希望される場合は、1（供給契約の申込み、成立および契約期間）(1)に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2)(1)の場合、取次店は、変更前に、変更しようとする内容を、変更後に、変更した内容、供給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに所在地を、書面の交付または電磁的方法（以下「取次店が適当と判断した方法」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては、省略することがあります

(3)電気契約種別を変更した場合、新たな電気契約種別の適用開始日から１年間は、原則として他の電気契約種別に変更することはできません、ただし、やむをえないと取次店が判断した場合は、この限りではありません。

(4)電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、終了期日の 20 日前までに、取次店に通知していただきます。小売電気事業者または当該一般送配電事業者が終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行うにあたり、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(5)取次店は、料金改定をする場合があります。料金改定は、書面またはホームページにて通知するものとします。万が一料金改定に同意頂けない場合は解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切替えていただくことができます。

10 取次店からの申出による供給契約の解約

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、取次店は、供給契約を解約することがあります。

イ　当該一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが、当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
ロ　料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
ハ　供給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費等供給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
ニ　取次店に対して負う、供給契約以外による金銭債務（他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金または工事費等を含みます。）を、支払期日を経過してなお支払われない場合
ホ　お客さまがその他供給約款等に反した場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、小売電気事業者が当該一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、取次店がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には供給契約を解約することがあります。
イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ロ　電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
ニ　その他供給約款等、託送約款等および法令等に反した場合

(3)お客さまが、取次店へ通知されないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、供給契約を解約いたします。

11 違約金および設備賠償金

(1)お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、取次店は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
(2)(1)の免れた金額は、供給約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
(3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6 か月以内で当該一般送配電事業者が決定した期間といたします。
(4)お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、小売電気事業者が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、取次店は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

12 需要場所への立ち入りによる業務の実施

取次店および当該一般送配電事業者（取次店または当該一般送配電事業者が委託した業者を含みます。）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

13 保安に対するお客さまの協力

(1)託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
イ　お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
(3)お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
(4)当該一般送配電事業者が、必要に応じて、小売電気事業者との接続供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

14 信用情報の共有

お客さまが、供給約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、取次店の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ取次店が通知することにあらかじめ同意していただきます。

15 供給約款等の変更

(1)取次店は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、供給約款等を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款等によります。
イ　当該一般送配電事業者が定める託送約款等の変更により供給約款等の変更が必要な場合
ロ　法令の制定もしくは改廃により、供給約款等の変更が必要な場合
ハ　消費税および地方消費税の税率が変更された場合
ニ　その他取次店が必要と判断した場合

(2)取次店は、供給約款等を変更する場合、変更前に、変更しようとする内容を、変更後に、変更した内容、供給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに取次店の名称および所在地を、書面の交付または電磁的方法（以下「取次店が適当と判断した方法」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては、省略することがあります。
(3)(2)にかかわらず、供給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、次のとおりといたします。
イ　変更前に、変更しようとする内容を、書面を交付することなく取次店が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては、省略することがあります。
ロ　変更後のお知らせは、お客さまが希望されるときを除き、省略いたします。

16 個人情報の取り扱い

(1)取次店は、取得・保有するお客さまの個人情報について、個人情報の保護に関する関係法令、経済産業省のガイドラインやLPガス販売事業の個人情報に関するガイドラインを遵守し、個人情報保護方針を定め、取次店ホームページに掲載いたします。
(2)取次店は、電気・ガス等の各種エネルギー事業およびそれに付帯する事業、その他取次店の取り扱う各種生活関連商品・サービス等に付帯する事業を行うために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
(3)取次店は、お客さまの個人情報を取次店が指定する共同利用者（取次店グループ会社、関係会社）と共同で利用し、または取次店が指定する第三者（小売電気事業者（他の小売電気事業者を含みます。）、一般送配電事業者、配電事業者、需要抑制契約者、電力広域的運営推進機関、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等）へ提供する場合があります。

17 カーボンニュートラルでんき（実質再エネプラン）の適用

(1)お客さまが選択した電気契約種別または付帯契約種別によりカーボンニュートラルでんき（実質再エネプラン）の供給を受ける場合、取次店は、8（使用電力量の計量）にもとづく使用電力量について、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該使用電力量に対する二酸化炭素排出量を零といたします。
(2)小売電気事業者が供給した電気に係る電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況については、取次店ホームページをご覧ください。

18 その他

(1)本書に記載のない事項については、供給約款等および託送約款等によります。なお、供給約款等は、取次店ホームページからご確認いただけます。託送約款等については、当該一般送配電事業者のホームページからご確認ください。
(2)取次店への申込み前にご利用されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から取次店に供給契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効や、解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、旧事業者へお問い合わせください。

電気供給約款　（重要事項抜粋）

5　実施細目

供給約款等の実施上必要な細目的事項は，供給約款等の趣旨に則り，そのつどお客さまと取次店との協議によって定めます。なお，当該一般送配電事業者が，託送約款等の実施上お客さまとの協議を必要とする場合は，お客さまは，当該一般送配電事業者と協議をしていただきます。

36　損害賠償の免責

(1)10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には，取次店は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(2)34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，取次店は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(3)お客さまが 6（供給契約の申込み）(3)による措置を講じなかったことによって生じた損害については，取次店は，その賠償の責めを負いません。
(4)30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または42（解約等）によって供給契約を解約した場合もしくは供給契約が終了した場合には，取次店は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(5)その他取次店の責めとならない理由により事故が生じた場合は，取次店は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

45　供給契約終了後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は，供給契約の終了によっては消滅いたしません。

食べとくエコプランをご契約のお客さま

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

【重要事項説明書】

株式会社コーアガス日本（以下「取次店」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（以下「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気の取次を行っており、本書は電気事業法に基づき、小売電気事業者とお客さまとの間で電力供給契約（以下「供給契約」といいます。）を締結するにあたり、食べとくエコプランに関する重要な事項を説明いたします。

食べとくエコプランは、お客さまが毎月の電気料金を支払う事で、小売電気事業者が定期的に食べとくエコ BOX または食べとくエコ非常食 BOX を配送するサービスをいいます。

下記事項のほか、電気供給約款、電気契約種別定義書、契約条項兼重要事項説明書（以下「供給約款等」といいます。）、食べとくエコサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）をご確認のうえお申込みください。

注意事項

1. 契約種別を変更した場合、新たな契約種別の適用開始の日以降１年目の日までは、原則として他の契約種別に変更することはできません。ただし、やむをえないと取次店が判断した場合は、この限りではありません。
2. 食べとくエコプランを月の途中で解約された場合、基本料金の日割り計算は行いません。また、検針期間中まったく電気を使用しなかった場合でも基本料金は半額といたしません。
3. 申込、変更、解約等は、お客さまより取次店にお申込みいただき、取次店にて申請し、小売電気事業者での受託完了をもって適用されます。

食べとくエコ BOX の定義

１． 食べとくエコ BOX とは、品質には問題がないのに様々な理由で捨てられてしまう食品の詰め合わせです。なお、BOX の仕様は随時変動いたします。

２． 食べとくエコ非常食 BOX とは、防災関連の食品の詰め合わせです。なお、BOX の仕様は随時変動いたします。

BOX の発送

１． 食べとくエコ BOX および食べとくエコ非常食 BOX（以下「BOX」といいます。）は、お客さまが指定する場所、またはお客さまが指定しない場合は小売電気事業者から供給された電気を使用する場所へ宅配便にて発送されます。ただし、離島および沖縄地域への配送は対象外となります。

２． BOX の初回発送月は、原則として対象契約種別の適用開始日が属する月の翌月とし、以降は４か月毎の定期発送となります。非常食コースの場合は、年３回の発送のうち、コース適用後の初回に発送する BOX を食べとくエコ非常食 BOX とし、残り２回の発送は食べとくエコ BOX とします。以降、１年毎に同様のサイクルで発送します。

３． 定期発送は、発送月の 10 日時点で対象契約種別を適用中のお客さまに対して行います。ただし、発送月の 11 日以降末日までの間に対象契約種別の適用が終了となった場合は、次回の BOX 発送分の基本料金を別途お支払いいただく場合があります。

４． BOX の発送時期は、発送月の末頃を目安としますが、前後する場合があります。

５． BOX の発送予定日は小売電気事業者あるいは配送会社よりお知らせします。なお、お届け日・時間の指定は受け付けておりません。

BOX の配送先指定および変更

１． 配送先およびコース変更は、お客さまの指定により変更するものとします。

２． お客さまより取次店にお申込みいただき、取次店にて申請し、小売電気事業者での受託完了が BOX 発送月の 10 日までの場合は、次回配送より情報を反映いたします。

BOX のキャンセル、返品、交換、不在時

１． 食べとくエコサービス（以下「本サービス」といいます。）をお申し込み後のお客さま都合による BOX のキャンセル・返品・交換は受け付けておりません。

２． お客さまが転居等の理由で商品の受け取りができない場合も、配送先の変更はいたしません。

３． お客さまが不在等の理由で商品の受け取りができない場合、配送会社が別途定める日時までであれば再配達をうけることができます。

４． （ｉ）お客さまが届け先に不在等の理由で、配送会社が定める再配達の期限までに BOX の引き渡しができない場合（お客さまが再配達を受領できなかった場合や再配達を依頼されなかった場合も含みます。）、（ｉｉ）届け先または登録情報の不備等のお客さまの責めに帰す事情により、BOX をお客さまに引き渡すことができない場合、または（ｉｉｉ）お客さまが届け先から転居等の理由で、BOX の引き渡しができない場合は、お客さまは当該 BOX の所有権を放棄したものとみなし、お客さまは小売電気事業者に対して何らの請求を行うことはできません。

５． 本サービスでお届けしたお客さまの BOX 内の商品に瑕疵がある場合には、小売電気事業者は当該 BOX の確認をしたうえで、当該瑕疵が引渡し前に生じたものであれば、瑕疵対象商品について、同一品あるいは相当品と交換をいたします。万が一、瑕疵があった場合、商品お届け後３日以内に小売電気事業者お問い合わせ窓口までお問い合わせください。お問い合わせ後、小売電気事業者よりご連絡を差し上げるまで、お手元の商品は破棄せず保管をお願いいたします。小売電気事業者が商品の状態を確認ができない場合、交換のご対応をいたしかねます。また、商品をお客さまに引き渡した後、３日を経過した場合は、いかなる対応もいたしません。

解約、サービスの解除

１． お客さまが本サービスの解約を希望される場合は、取次店所定の方法により対象契約種別から対象外契約種別への変更を申し込みいただきます。なお、この場合の契約種別の変更日は、変更申込日の翌日以降の料金の算定期間の始期とします。

２． 対象契約種別の適用が終了した場合は、対象契約種別の適用終了と同時に本サービスも解約となります。

３． 供給契約が終了した場合は、本サービスも解約となります。

４． 本サービス解約時点で、BOX の発送未了分があっても小売電気事業者は BOX の発送、または本サービス対価相当額の返金はいたしません。

５． お客さまが供給約款等に違反して供給契約が解除となった場合は、本サービスも自動的に解除となります。

６． 前項に基づいて小売電気事業者がお客さまとの本サービスの解除をした場合に、お客さまが被った損害について、小売電気事業者は一切の責任を負いません。

登録情報

１． 商品の発送予定日および発送完了の通知は、電子メールでお知らせします。メールアドレスの登録がないお客さまは、上記発送通知はお届けできません。

２． お客さまは、登録情報に変更があった場合には、取次店に対して当該変更事項を遅滞なく通知するものとします。登録情報に変更があったにも関わらず、お客さまが取次店に対してその変更を通知せず、登録情報の齟齬に起因した損害がお客さまに生じた場合、取次店はその責任を負いません。

３． 取次店は、登録情報が不正確または虚偽であったためにお客さまが被った一切の不利益および損害に関して、一切の責任を負いません。

禁止事項

お客さまは、本サービスに基づいて受領した商品を営利目的で第三者に転売する行為を行ってはいけません。

損害賠償等

小売電気事業者が、小売電気事業者の責に帰すべき事由により、お客さまに対し、お客さまへお届けする BOX の滅失・毀損・変質等による損害を与えた場合は、小売電気事業者は、 BOX 代金相当額を限度とし、お客さまに生じた直接損害に限りお客さまに損害賠償するものとします。

免責事項

１． 小売電気事業者は、商品の品質、瑕疵、製造物責任法で定義される欠陥等に関して、外観目視と数量検品で発見可能な場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

２． 小売電気事業者は、本サービスがお客さまの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

３． 第１項乃至前項の規定は、小売電気事業者に故意または重過失が存する場合には適用しません。

本サービスの変更、中断または中止

小売電気事業者は、次の各号に該当する場合、お客さまに事前に通知を行うことなく、自らの判断により本サービスの運営の全部または一部を変更、中断または中止することができるものといたします。

① 本サービスに関連して、小売電気事業者が設置または管理する設備の保守を定期的にまたは緊急に行う場合

② 小売電気事業者が設置または管理する設備の異状、故障、障害その他本サービスをお客さまに提供できない事由が生じた場合

本規約の変更

１． 取次店は、取次店ホームページ等へ掲示する方法でお客さまに対して通知することにより、本規約を変更できるものとします。本規約が変更された後の本サービスに係る諸条件は、変更後の本規約によるものとします。

２． 取次店は、お客さまが本規約変更後に対象契約種別に基づく電気料金を支払うことで、本規約の変更を同意したものとみなします。その他 本書に記載のない事項については、供給約款等、本規約、託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）によります。なお、電気供給約款等は、取次店ホームページからご確認いただけます。託送約款等については一般送配電事業者のホームページからご確認ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
2. この場合、①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は取次店が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために取次店が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または取次店が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、取次店からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口 E メールアドレスへ通知してください。E メールによる通知の場合は、原則翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

890-0073
鹿児島県鹿児島市宇宿
2の1の13
株式会社コーアガス日本　行

契約の解除通知

○申込年月日（契約年月日）
●●●●年●●月●●日
○ご契約名義
●●　●●
○ご使用場所住所
●●●●●●●●●●
○電話番号
●●●●●●●●●●
○申込みいただいたご契約
●●●●プラン

上記の日付の申込みは撤回し、
または契約を解除します。

取次店 **（契約当事者）**	株式会社コーアガス日本 〒890-0073　鹿児島県鹿児島市宇宿 2-1-13 お問い合わせ窓口 電　話　番　号：099-257-8815（受付時間　24 時間） E メールアドレス：denryoku@koagas-n.co.jp ホームページ URL：https://www.koagas-n.co.jp ※ 停電・緊急時は当該一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。
小売電気事業者	株式会社エネワンでんき（登録番号：A0015） 〒100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 1 号　丸の内センタービル 2F お問い合わせ窓口：エネワンサービスセンター 電　話　番　号：0120-106-142（受付時間　9:00～18:00） E メールアドレス：contact@eneonedenki.co.jp ホームページ URL：https://eneonedenki.net/

「コーアガスでんき」料金表

2026年12月1日改訂

◆ハッピーSプラン（電灯需要B相当）

単価（税込）

区分			標準プラン	オプションプラン				
			ハッピーS	食べとくエコ ハッピーS（食べとくコース）	食べとくエコ ハッピーS（非常食コース）	実質再エネ ハッピーS	実質再エネ 食べとくエコ ハッピーS（食べとくコース）	実質再エネ 食べとくエコ ハッピーS（非常食コース）
基本料金（単位:1契約）		30A	1,259.64円	2,219.64円	2,219.64円	1,259.64円	2,109.64円	2,109.64円
		40A	1,679.52円	2,639.52円	2,639.52円	1,679.52円	2,529.52円	2,529.52円
		50A	2,099.40円	3,059.40円	3,059.40円	2,099.40円	2,949.40円	2,949.40円
		60A	2,519.28円	3,479.28円	3,479.28円	2,519.28円	3,369.28円	3,369.28円
電力量料金（単位:1kWh）	第１段階	最初の120kWhまで	18.19円			19.69円		
	第２段階	121kWh～300kWh	23.44円			24.94円		
	第３段階	301kWh～	25.75円			27.25円		

◆バリューMプラン（電灯需要B相当）

単価（税込）

区分			標準プラン	オプションプラン				
			バリューM	食べとくエコ バリューM（食べとくコース）	食べとくエコ バリューM（非常食コース）	実質再エネ バリューM	実質再エネ 食べとくエコ バリューM（食べとくコース）	実質再エネ 食べとくエコ バリューM（非常食コース）
基本料金（単位:1契約）		30A	1,259.64円	2,219.64円	2,219.64円	1,259.64円	2,109.64円	2,109.64円
		40A	1,679.52円	2,639.52円	2,639.52円	1,679.52円	2,529.52円	2,529.52円
		50A	2,099.40円	3,059.40円	3,059.40円	2,099.40円	2,949.40円	2,949.40円
		60A	2,519.28円	3,479.28円	3,479.28円	2,519.28円	3,369.28円	3,369.28円
電力量料金（単位:1kWh）	第１段階	最初の300kWhまで	21.34円			22.84円		
	第２段階	301kWh～	25.18円			26.68円		

◆ワンダフルLプラン（電灯需要B相当）

単価（税込）

区分			標準プラン	オプションプラン				
			ワンダフルL	食べとくエコ ワンダフルL（食べとくコース）	食べとくエコ ワンダフルL（非常食コース）	実質再エネ ワンダフルL	実質再エネ 食べとくエコ ワンダフルL（食べとくコース）	実質再エネ 食べとくエコ ワンダフルL（非常食コース）
基本料金（単位:1契約）		30A	1,259.64円	2,219.64円	2,219.64円	1,259.64円	2,109.64円	2,109.64円
		40A	1,679.52円	2,639.52円	2,639.52円	1,679.52円	2,529.52円	2,529.52円
		50A	2,099.40円	3,059.40円	3,059.40円	2,099.40円	2,949.40円	2,949.40円
		60A	2,519.28円	3,479.28円	3,479.28円	2,519.28円	3,369.28円	3,369.28円
電力量料金（単位:1kWh）	第１段階	最初の600kWhまで	23.25円			24.75円		
	第２段階	601kWh～	24.24円			25.74円		

◆Cプラン（電灯需要C相当）

単価（税込）

区分			標準プラン	オプションプラン
			Cプラン	実質再エネCプラン
基本料金（単位:1kVA）			427.24円	427.24円
電力量料金（単位:1kWh）	第１段階	最初の120kWhまで	18.21円	19.71円
	第２段階	121kWh～300kWh	22.85円	24.35円
	第３段階	301kWh～	26.04円	27.54円

⑴当該『コーアガスでんき』料金表は、2026年12月1日より、上記プランにて電気を供給しているお客さまに適用します。
⑵当該『コーアガスでんき』料金表を変更する場合には、**電気供給約款2　本約款等の変更**を適用します。
⑶低圧プラン・動力プランは、個別に別途お見積となります。（お見積には、12ヶ月分の電力使用量が必要となります。）
⑷その他詳細事項につきましては、弊社ホームページをご覧ください。
⑸小売電気事業者は、株式会社エネワンでんき（登録番号：A0015）となります。